

くーりんぐ おふせいど
クーリング・オフ制度のこと

いえ き ひと もの か か
家に 来た 人などから 物を 買った あとに 買った ものが いらなく なれば、どうしますか。

もの か けいやく しょうめい しょうい う と ひ にち
物を 買った ときに もらった 契約を 証明する 書類を 受け取った 日から、8日までの

あいだ か かえ かね かえ じょうけん
間は、買ったものを 返して、お金を 返して もらう ことができます。条件は ありません。

せいど くーりんぐ おふ
この 制度 のこと クーリング・オフ といいます。

むり もの か ひと けいやく にち す
無理やり 物を 買う ことを すすめたりした 人との 契約は、8日が 過ぎても

くーりんぐ おふ
クーリング・オフが できます。

れんらくさき
(連絡先)

にしのみやししょうひせいかつせん たー
西宮市消費生活センター 0798-64-0999

じむしょ はんきゅうでんしゃ にしのみやきたぐちえき きたがわ にしのみや
この 事務所は、阪急電車の 西宮北口駅の 北側に ある、ACT西宮

(あくた にしのみや) という たてももの にしかん かい
建物の 西館の 3階に あります。

しょうひしゃほっとらいん にほん でんわ
消費者ホットライン 188 (日本の どこにいても 電話を かけることができます)

↑

くーりんぐ おふ そうだん でんわ
クーリング・オフ のことで 相談 したい ときに 電話を かけて ください。

くわ にほんご ひと いっしょ き
※ 詳しい ことは、日本語が わかる人と 一緒に 聞いてください。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)